

しまね子どもの未来応援募金助成基準

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の長期化、ウクライナ情勢を契機とした資源・物価の高騰などに伴い、経済的に困窮する家庭が増加していることから、生きづらさを抱えた子供たちやその家族を支えたいとの声をもとに「しまね子どもの未来応援募金」（共同募金以外の寄付金）を創設する。

この募金は、広く子供たちのためにとの意向から、特に受配者を指定されない寄付であり、島根県共同募金会において、寄付者の信託に応え、公正適正な助成を行うための基準を定める。

2 助成対象団体

この募金は、社会福祉事業または更生保護事業を営む社会福祉法人等（島根県共同募金会を含む。）を受配団体として、主に次の事業を営む団体に助成する。

- ・ 子ども食堂運営団体（開設準備中の団体を含む）
- ・ フードバンク実施団体（実施予定の団体を含む）
- ・ その他の生きづらさを抱えた子供たちを支援している団体

3 対象経費

対象経費は次のとおりとする。

- ・ 建物及び機械その他の設備の取得又は改良の費用
- ・ 前項の事業に係る経常的経費

4 助成額

助成額は、次のとおりとする。

- (1) 助成額は、対象経費の総事業費の9/10以内とする。
- (2) 新たに事業を開始または拡充する場合の助成額は、新たな対象経費の10/10以内とする。

5 助成にあたっての留意事項

(1) 助成に当たっては、第2項に掲げる事業を新たに開始または拡充しようとする団体への助成を優先する。

(2) この助成は、寄付のあった当該年度の助成を原則とするが、寄付の時期等により翌年度に助成することもできるものとする。